

日歯メールマガジンの記事から

【1】 テイクオフ

■新型コロナウイルス感染症対策（医療管理・税務担当常務理事 三井博品）

新型コロナウイルス感染症拡大において歯科医療界は未曾有の事態を迎えている。

国民の口腔健康管理を維持するためいかに診療を継続するか、従業員に感染者が出た場合もしくは自身が感染した場合の休業の補償は、われわれ歯科医療従事者にとって最大の懸案である。

4月1日の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議において「感染拡大警戒地域」「感染確認地域」「感染未確認地域」に分けた対策が必要であり、医療崩壊を防ぐための医療提供体制の構築が最重要課題であると示された。

歯科診療を継続するに当たり、地域の状況により異なる対応が想定されるが、各診療所では標準予防策の徹底、「密閉・密集・密接」の防止、診療所設備の消毒、従業員教育・感染予防策が院内感染防止のための必須事項である。

3月30日には日歯対策本部から「都市部での感染拡大を踏まえた対応について」を留意事項として示し、4月3日には「新型コロナウイルス感染症拡大に伴うお願い」、6日には厚労省医政局歯科保健課から「歯科医療機関における新型コロナウイルスの感染拡大防止のための院内感染対策について」が発出されている。新型コロナウイルスの感染拡大防止に関し、歯科治療がいかに重要な位置付けにあるかを踏まえた上での注意喚起である。このような状況において7日には政府より「緊急事態宣言」が発令され、日歯は翌8日にさらなる対応の徹底を求めるよう発信している。国内感染拡大期のフェーズではさらなる感染予防策が求められ、地域の感染状況により地域住民の予防策は異なり、診療継続の個々の判断が求められる事態も想定される。医療機関における感染予防策、診療継続計画は厚労省、政府対策本部、都道府県対策本部から引き続き状況に応じた見解が示されるであろう。会員各位におかれては、さらなる十分な感染予防策を講じられるようお願いしたい。

【2】 JDA ウィークリー

■歯科診療所がセーフティネット5号に追加

経済産業省は4月8日、セーフティネット保証5号の対象業種に歯科診療所などを追加指定したことを発表した。セーフティネット保証5号は、全国的に業況の悪化している業種に属することにより、経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で80%保証を行う制度。

同制度は、指定業種に属する事業を行っている「最近3か月間の売上高等が前年同期比5%以上減少の中小企業者」「製品等原価のうち20%を占める原油等の仕入価格が20%以上、上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない中小企業者」のいずれかの要件を満たす市区町村長の認定を受けた中小企業者が対象となる。市区町村長または特別区長に認定申請できる期間は、今年6月30日まで。

信用保証協会は、中小企業・小規模事業者等が金融機関から借入れなどを受ける場合に、その借入の債務を保証することを主な業務としている。

・セーフティネット保証制度（5号：業況の悪化している業種（全国的））（中小企業庁）